(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク						
		イ	П	ハ	Ξ	
項番			∠EVE		∠NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト					
2	下方パラレルシフト					
3	スティープ化					
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値					
		ホ		^		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の 例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは 「前半期末」と読み替えるものとする。

- a この様式において「∠EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この様式において「∠NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月 を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この様式において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来 の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する 金利変動幅 (ベーシス・ポイント)」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	300
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100

中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250
中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

- d この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来 の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する 金利変動幅 (ベーシス・ポイント)」にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。
- e この様式において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間 に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この様式 において「スティープ化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \mathbf{R}_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\overline{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \overline{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨(以下この様式において同じ。)

tは、将来の期間を年数で表した値(以下この様式において同じ。)

 $ar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」 (以下この様式において同じ。)

 $ar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」 (以下この様式において同じ。)

x は、4 (以下この様式において同じ。)

	短期金利に関する金利変動幅	長期金利に関する金利変動幅
通貨	(ベーシス・ポイント)	(ベーシス・ポイント)

500	300
450	200
500	300
300	150
150	100
300	150
250	100
300	150
250	100
500	300
500	300
100	100
400	200
500	300
500	300
300	150
300	150
200	100
500	300
300	150
500	300
100 から 500 のうち、自金融	100 から 300 のうち、自金融
機関が定める値	機関が定める値
	450 500 300 150 300 250 300 250 300 250 500 500 500 500 300 200 500 300 300 300 300 300 300 300 300 3

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に 応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この様式に おいて「フラット化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \mathbf{R}_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\overline{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \overline{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間 に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この様式 において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \overline{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

 $\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この様式において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間

に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

- i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく△EVE(イ欄及びロ欄)及び ✓NII(ハ欄及びニ欄)を記載すること。
- j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく∠EVE(イ欄及びロ欄)及び ∠NII(ハ欄及びニ欄)を記載すること。
- k 項番3「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく△EVE(イ欄及びロ欄)を記載すること。 ただし、イ欄に記載することとなる当期末のスティープ化に基づく△EVE が、当期末の上方パラレルシフトに基づく△EVE 以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づく△EVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のスティープ化に基づく△EVE が、前期末の上方パラレルシフトに基づく△EVE 以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づく△EVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。
- 1 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく∠EVE (イ欄及びロ欄)を記載すること。ただし、当該∠EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- m 項番 5 「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく∠EVE (イ欄及びロ欄)を記載すること。 ただし、当該∠EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- n 項番 6 「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく∠EVE (イ欄及びロ欄)を記載すること。 ただし、当該∠EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- o 項番7「最大値」の項イ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ロ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大き いものを記載すること。
- r この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この様式におけるロ欄及びへ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄 は記載することを要しない。
- t この様式におけるハ欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- u この様式におけるニ欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。